

新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部) の訂正報告書

N E 株式会社

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)の訂正報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2025年10月16日
【会社名】	NE株式会社
【英訳名】	NE Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 比護 則良
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目2番3号
【電話番号】	03-4540-6512
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 富山 幸弘
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目2番3号
【電話番号】	03-4540-6512
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 富山 幸弘

1 【新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)の訂正報告書の提出理由】

2025年9月30日付をもって提出した新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)の記載事項のうち、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (4) 所有者別状況 (5) 議決権の状況、4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」及び「第6 提出会社の株式事務の概要」の記載内容を一部を訂正するため、新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報	1
第4 提出会社の状況	1
1 株式等の状況	1
(4) 所有者別状況	1
(5) 議決権の状況	2
4 コーポレート・ガバナンスの状況等	3
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	3
第6 提出会社の株式事務の概要	4

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 頁で示してあります。

第一部 【企業情報】

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(4) 【所有者別状況】

(訂正前)

2025年 9 月 1 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100 株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	160,010	—	—	—	160,010	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	100.0	—	—	—	100.0	—

(以下省略)

(訂正後)

2025年 9 月 1 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100 株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	160,010	—	—	—	160,010	<u>1</u>
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	100.0	—	—	—	100.0	—

(以下省略)

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(訂正前)

2025年9月1日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,001,001	160,010	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	16,001,001	—	—
総株主の議決権	—	160,010	—

(訂正後)

2025年9月1日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,001,000	160,010	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。
単元未満株式	普通株式 1	—	—
発行済株式総数	16,001,001	—	—
総株主の議決権	—	160,010	—

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

③ 企業統治に関するその他の事項

(訂正前)

k. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等を機動的に実施することを目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

(訂正後)

k. 剰余金の配当等の決定機関の全文削除

第6 【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

(省略)

- (注) 1 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

(訂正後)

(省略)

- (注) 1 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3 当社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない旨定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利